

## 【ドイツ】オンラインアクセス法の実施 —連邦住民登録法第2次改正法及び登録現代化法（ID番号法の制定）—

専門調査員 海外立法情報調査室主任 泉 眞樹子

\* 2022 年末までの連邦・州・自治体の行政サービスのオンライン提供を実現させるため、住民登録や各種登録制度におけるデータ標準化、公的機関の権限拡張、データ保護等を規定する連邦住民登録法第2次改正法及び登録現代化法が、2021 年4月に公布された。

### 1 オンラインアクセス法と国家法規監理委員会（NKR）報告

電子政府法<sup>1</sup>と関連して2017年8月に制定されたオンラインアクセス法<sup>2</sup>により、連邦と州は2022 年末までに行政ポータルサイトを介した行政サービスの電子的提供が義務付けられた。また、行政ポータルサイトをネットワーク化し（ポータルネットワーク）、共通ユーザーアカウント（市民アカウント・組織アカウント）によるアクセスを可能とすることが定められた。

一方、2017 年10月に発表された国家法規監理委員会<sup>3</sup>による報告書<sup>4</sup>は、ドイツでは約220の登録簿制度が林立し、同一又は類似のデータを異なる機関が異なる機会に何度も収集しており、データの質も揃っていないことを指摘した。同報告書は、出生証明書等を何度も提出させる代わりに、申請者の同意を得て、各機関が他の機関の登録済データを取得すること（once only（1度きり）原則）等を提言し、ポータルネットワークや共通ユーザーアカウント等を成功させるためには、登録制度の改革（登録現代化）を政府プロジェクトとして進める必要性を訴えた<sup>5</sup>。

このような課題を解決し、オンラインアクセス法の予定どおりの実施を可能とするため、連邦住民登録法第2次改正法<sup>6</sup>及び登録現代化法<sup>7</sup>が制定され、2021 年4月6日に公布された。

### 2 住民登録法第2次改正法

2015 年制定の連邦住民登録法<sup>8</sup>によって、各州の住民登録制度は統一されていたが、新しい共

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2021 年6月9日である。

<sup>1</sup> 電子行政を推進する法律（電子政府法）Gesetz zur Förderung der elektronischen Verwaltung (E-Government-Gesetz - EGovG) vom 25. Juli 2013 (BGBl. I S. 2749) <<https://www.gesetze-im-internet.de/egovg/>>

<sup>2</sup> 行政サービスへのオンラインアクセスを改善する法律 Gesetz zur Verbesserung des Onlinezugangs zu Verwaltungsleistungen (Onlinezugangsgesetz - OZG) vom 14. August 2017 (BGBl. I S. 3122, 3138) <<https://www.gesetze-im-internet.de/ozg/>>

<sup>3</sup> 国家法規監理委員会（Nationaler Normenkontrollrat: NKR）は、連邦首相府に置かれた独立した諮問・管理委員会で、法案等の実施によってかかる行政手続費用を試算して示し、その費用を削減するために連邦政府を支援することを任務とする。„Gesamtkonzept.“ NKR website <<https://www.normenkontrollrat.bund.de/nkr-de/ueber-uns/gesamtkonzept/>>; 齋藤純子「ドイツの国家法規監理委員会法—法規による行政手続事務負担の軽減に向けて—」『外国の立法』No.231, 2007.2, pp.99-109. <[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_1000321\\_po\\_023109.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000321_po_023109.pdf?contentNo=1)>

<sup>4</sup> 「市民と企業にもっとサービスを。行政デジタル化。登録現代化。」 „Mehr Leistung für Bürger und Unternehmen: Verwaltung digitalisieren. Register modernisieren.“ Oktober 2017. <<https://www.normenkontrollrat.bund.de/resource/blob/300864/476004/12c91fffb877685f4771f34b9a5e08fd/2017-10-06-download-nkr-gutachten-2017-data.pdf?download=1>>

<sup>5</sup> „Nationaler Normenkontrollrat veröffentlicht Gutachten.“ 6. Oktober 2017. NKR website <<https://www.normenkontrollrat.bund.de/nkr-de/service/presse/pressemitteilungen/nationaler-normenkontrollrat-veroeffentlicht-gutachten-759036>>

<sup>6</sup> Zweites Gesetz zur Änderung des Bundesmeldegesetzes (2. BMGÄndG) vom 15. Januar 2021 (BGBl. I S. 530)

<sup>7</sup> 公共行政における ID 番号の導入及び使用並びに他の法律の改正のための法律（登録現代化法）Gesetz zur Einführung und Verwendung einer Identifikationsnummer in der öffentlichen Verwaltung und zur Änderung weiterer Gesetze (Registermodernisierungsgesetz - RegMoG) vom 28. März 2021 (BGBl. I S. 591)

<sup>8</sup> 連邦住民登録法 Bundesmeldegesetz vom 3. Mai 2013 (BGBl. I S. 1084) <<https://www.gesetze-im-internet.de/bmg/>>;

通データベースは構築されず、自治体及び州の既存のデータベースが引き続き使われていた。連邦住民登録法第2次改正法は、住民登録を共通データベースとして活用できるようにすることを目的として制定された。同法は全8か条の条項法<sup>9</sup>で、連邦住民登録法の改正（第1条、第5条、第7条）、身分証明書法<sup>10</sup>の改正（第2条）、eIDカード法<sup>11</sup>の改正（第3条）等から成り、公布翌日の2021年4月7日から施行された。これにより、州を越えて全ての公的機関が住民登録のデジタルデータを利用することが可能となり、州によって異なっていたデータ選択・検索の範囲が統一され、データ保護が強化され、認証レベルや適用される技術基準に関する規定が置かれ、データの質の向上や手続の簡素化等が図られた。

### 3 登録現代化法—ID番号法の制定—

登録現代化法は、全25か条から成る条項法で、ID番号法<sup>12</sup>の制定（第1条）、オンラインアクセス法の改正（第2条）等を規定する（施行日は、一部を除き、公布翌日<sup>13</sup>）。共通ID番号として、既存の納税者番号（公課法第139b条）を活用し、法的根拠又は本人の同意がある場合に公的機関間でのデータ交換を可能とし、さらにデータ保護の観点からデータコックピットという仕組みを導入する（オンラインアクセス法第10条）。データコックピットとは、本人が、自身のデータについてどの機関がどのデータ要素をどのような目的で処理したかをインターネットで確認できるものである。その他、統計作成の効率化への期待（例えば、国勢調査を既存データの集約によって行えば10億ユーロ以上の節約になるとの試算）が示されている<sup>14</sup>。

ID番号法（全17か条及び附表）は、①行政手続上のデータの特定の自然人への明確な割当て、②データの質の向上、③公的機関保有データの再提出の削減を目的として、総数51の登録簿（附表）へ納税者番号を追加し（第1条）、各種登録簿の把握・各機関へのID番号等の送信・プロジェクト管理等を行う機関として登録現代化官庁（Registermodernisierungsbehörde）を設置し<sup>15</sup>（第3条）、連邦中央税務局が保存する個人データとしてID番号、姓、旧姓、名、生年月日及び出生地、性別、国籍等の11の基本データを規定し（第4条）、連邦データ保護・情報自由受託官による登録現代化官庁の2年ごとの監査（第13条）、連邦内務建設国土省による登録現代化官庁のデータ処理に関する3年ごとの評価及び連邦議会への報告並びに本法施行後5年目の専門家の関与の下での評価及び連邦議会への報告・提言（第16条）等を規定する。

渡辺富久子「【ドイツ】連邦住民登録法の制定」『外国の立法』No.256-1, 2013.7, pp.14-15. <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_8233300\\_po\\_02560106.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8233300_po_02560106.pdf?contentNo=1)>

<sup>9</sup> 条項法（Artikelgesetz）とは、複数の条（Artikel）から成り、同時に複数の法律を改正又は制定する法律である。

<sup>10</sup> Gesetz über Personalausweise und den elektronischen Identitätsnachweis (Personalausweisgesetz) vom 18. Juni 2009 (BGBl. I S. 1346); 古賀豪・調査及び立法考査局ドイツ法研究会訳「身分証明書及び電子的本人証明に関する法律（身分証明書法）」『外国の立法』No.261, 2014.9, pp.47-63.

<sup>11</sup> Gesetz über eine Karte für Unionsbürger und Angehörige des Europäischen Wirtschaftsraums mit Funktion zum elektronischen Identitätsnachweis (eID-Karte-Gesetz - eIDKG) vom 21. Juni 2019 (BGBl. I S. 846)

<sup>12</sup> 公共行政におけるID番号の導入及び使用のための法律（ID番号法）Gesetz zur Einführung und Verwendung einer Identifikationsnummer in der öffentlichen Verwaltung (Identifikationsnummerngesetz - IDNrG) vom 28. März 2021 (BGBl. I S. 591) <<https://www.gesetze-im-internet.de/idnrg/>>

<sup>13</sup> 第1条及び第2条の大部分は、連邦内務建設国土省が、ID番号法が規定する運用のための技術的要件が満たされたことを連邦法律公報で発表した日を施行日とすると規定される。

<sup>14</sup> BMI, „Registermodernisierungsgesetz verkündet.“ 6.4.2021. <<https://www.bmi.bund.de/SharedDocs/pressemittelungen/DE/2021/04/registermodernisierungsgesetz-verkuendet.html>> 1ユーロは約130.8円（令和3年6月分報告省令レート）。

<sup>15</sup> 登録現代化官庁の業務は、連邦行政庁（Bundesverwaltungsamt: BVA）が行う。BVAは、連邦内務建設国土省の下に置かれた連邦上級官庁で、6,000人の職員を擁し、全ての連邦省庁・連邦最高官庁のための150以上の業務（在外ドイツ人への情報提供、外国人中央登録簿運営、各種助成金事務等）を担う連邦政府の中央サービス機関である。„Aufgaben des BVA.“ BVA website <[https://www.bva.bund.de/DE/Das-BVA/Aufgaben/aufgaben\\_node.html](https://www.bva.bund.de/DE/Das-BVA/Aufgaben/aufgaben_node.html)>